

雇用安定措置のご案内



同一組織内での派遣契約が、3年満了を迎えられる皆さまへ

雇用安定措置とは？

●労働者派遣法に定められています

2015年9月30日に労働者派遣法が改正され、同一組織内で継続して派遣就業できる期間は最長3年間と定められました。雇用安定措置とは、派遣労働者が派遣就業終了後も“働き続けたい”と希望した際に、派遣元事業主が講じる措置の事を指します。

●雇用安定措置の内容とは？

派遣終了後の雇用安定のために、派遣元から以下の措置が講じられます。

派遣元は、派遣労働者が現派遣先での直接雇用を希望する場合は、**1**を講じ、直接雇用に至らなかった場合は、別途**2**~**4**のいずれかの措置を実施します。

1

派遣先への
直接雇用の依頼

2

新たな派遣先の
提供
* (合理的な範囲に限る)

3

派遣元での
無期雇用
(派遣労働者以外)

4

その他安定した雇用の
継続を図るために
必要な措置

雇用安定措置対応の流れについて

雇用安定措置 対象者条件

2015年9月30日以降に締結された契約で、同一組織内での派遣就業が3年満了を迎えられる方が対象です。

ご希望を 伺います

上記に該当する方は、別紙「雇用安定措置 ご希望確認」にご回答いただきます。

弊社が 対応します

テンプスタッフフォーラムの雇用安定措置を希望される方に対して、ご要望を踏まえた上で、いずれかの雇用安定措置の対応をいたします。

対応完了後 通常 サービスへ

次のお仕事が決めた場合、または、ご自身がお仕事を辞退された場合に、雇用安定措置対応が完了となります。

なお、完了後もお仕事のご紹介に関するサービスを継続してご利用頂く事が可能です。

雇用安定措置の対応内容について

テンプスタッフフォーラムが提供する、雇用安定措置の対応についてご案内いたします。

1

派遣先への 直接雇用の依頼

弊社の営業担当が、現在就業されている派遣先企業へ、
直接雇用の依頼・交渉を行います。

* 直接雇用が確約されるものではありません。



1 を講じ、直接雇用に至らなかった場合、2 ～ 4 のいずれかの措置を行ってまいります。

* ご希望をお伺いしますが、皆さまの雇用安定を最優先するため、ご経験やスキル、また労働市場を総合的に弊社が判断した上で、必要な雇用安定措置を対応してまいります。状況により、ご希望に添えない場合もあります旨、ご了承ください。

2

新たな派遣先の 提供

(合理的な範囲に限る)



新たな派遣先のお仕事を、ご紹介いたします。

※次のお仕事が決定的な場合、もしくはご自身がお仕事を
辞退された場合、雇用安定措置の対応が完了となりますが、
お仕事紹介に関するサービスは、引き続きご利用が可能です。

* 合理的な範囲とは？

賃金

原則、現行の時間給・所定労働時間とおおむね同程度

所定労働時間

※時間給・日額（時間給×所定労働時間）と比較し、いずれも10%を超えて減額とならないこと

通勤時間

以下のうち、いずれか長い方を適用

I) 現就業先から片道30分の増加

II) 就業先所在地が片道1時間まで

職種

経験職種、希望職種、現就業職種の中の、いずれかの職種

派遣期間

社会保険加入要件を満たす期間の仕事（契約更新含め）

3

派遣元での 無期雇用

(派遣労働者以外)

応募を希望される場合は、下記要件を満たしていることが前提になります。

- (1) 1日7時間以上、1週35時間以上の勤務ができること
- (2) 無期雇用契約を希望する者の中から選考し会社によって承認されたもの
(労働契約法第18条に基づく無期転換の申込をするものを除く。)
- (3) 会社が指示した就業場所において、業務に従事するものとする。



4

その他安定した雇用の 継続を図るために必要 な措置



下記アドレスへ、キャリアアップにつながる『キャリアアップ相談』が可能です。
今後のキャリアを検討する際の情報収集やスキルアップには是非ご活用ください。

▼テンプスタッフフォーラムのキャリア相談▼

career-soudan@tempstaff-forum.co.jp